

八千代市新庁舎建設工事の入札参加資格について

No.	項 目			建築工事	電気設備工事	機械設備工事
1	参加者の構成	共通事項		参加者は、次に示す単独企業又は特定建設工事共同企業体（以下、「JV」という。）とする。ただし、参加者は「2 参加者に必要な資格」に掲げる要件を満たしている必要がある。 （１）単独企業 （２）同一企業が「単独企業」、「JVの構成員」として本入札に参加しないこととする。 （３）JVの構成員の制限として、八千代市新庁舎建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要領に従い、JVの構成員は３者以内とし、JVの代表者（以下、「代表構成員」という。）は、本業務の中心的役割を担う履行能力を持ち、最大出資比率の構成員とすること。 なお、JVの最低出資比率は設けない。		
2	参加者に必要な資格	参加者に共通する参加資格	共通事項	① 八千代市競争入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６１年３月５日施行）に基づく指名停止措置又は八千代市建設工事等暴力団排除措置要領（平成１１年１１月１５日施行）に基づく入札参加除外措置を、受けていない者であること。 ② 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。 ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者又は本工事の入札日前６か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者 イ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者 ウ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者 ③ 「八千代市新庁舎整備事業支援テクニカルアドバイザー業務委託」の受託者である株式会社類設計室又は同社と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の１００分の５０を超える場合等をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の代表取締役が他方の株式会社の代表取締役を兼職している場合等をいう（以下、同じ）。 ④ 八千代市新庁舎建設工事事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。		
		単独企業又はJVの代表構成員に関する事項	共通事項	八千代市競争入札参加資格者名簿に登録され、特定建設業の許可を有する者。		
			経営事項審査の総合評定値（P）	1,600 点以上	1,200 点以上	1,200 点以上
		JVのその他の構成員に関する事項	共通事項	八千代市競争入札参加資格者名簿に登録され、特定建設業の許可を有する者。		
3	施工実績	共通事項		平成２２年４月１日～令和７年３月３１日の間に工事が完了し、引渡しが済んだ以下のすべての要件 を満たす工事を元請として施工した実績のある者であること。なお、JVでの施工の場合は、代表構成員として施工実績のある者であること。		
		個別事項		（１）令和６年国土交通省告示第８号の別添二による建築物の類型四第２類（以下「庁舎等」という。）に該当する施設で、延べ面積が6,000㎡以上の建築一式工事（躯体、外装、内装を含む新築、改築、増築の部分）。（複合施設の場合は当該用途が延べ面積の 6,000 ㎡以上を占める場合に限る。） （２）延べ面積が6,000㎡以上の免震構造を有する施設の建築一式工事（躯体、外装、内装を含む新築、改築、増築の部分）	（１）令和６年国土交通省告示第８号の別添二による建築物の類型四、七、八、十、十二（以下「庁舎の同種・同類とする建築物」という。）に該当する施設で、延べ面積が6,000㎡以上の電気工事（躯体、外装、内装を含む新築、改築、増築、改修の部分）。（複合施設の場合は当該用途が延べ面積の 6,000 ㎡以上を占める場合に限る。） （２）延べ面積が6,000㎡以上の施設の電気工事（躯体、外装、内装を含む新築、改築、増築、改修の部分）	（１）令和６年国土交通省告示第８号の別添二による建築物の類型四、七、八、十、十二（以下「庁舎の同種・同類とする建築物」という。）に該当する施設で、延べ面積が6,000㎡以上の管工事（躯体、外装、内装を含む新築、改築、増築、改修の部分）。（複合施設の場合は当該用途が延べ面積の 6,000 ㎡以上を占める場合に限る。） （２）延べ面積が6,000㎡以上の施設の管工事（躯体、外装、内装を含む新築、改築、増築、改修の部分）
4	施工体制	共通事項		本工事において、現場代理人、監理技術者、施工主任担当者、また、JVの代表構成員以外の構成員の場合は主任技術者（以下「配置技術者等」という。）を配置すること。配置技術者等は、本工事の工期開始時点で専任すること。なお、配置技術者等は参加者となる企業と総合評価一般競争入札参加申請書提出の日以前に３か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 また、JVの場合、現場代理人、監理技術者及び施工主任担当者は代表構成員と前述の雇用関係にある者、主任技術者は代表構成員以外の構成員と前述の雇用関係にある者に限る。		
		配置技術者等	現場代理人	庁舎等の建築一式工事（躯体、外装、内装を含む新築、改築、増築の部分）において、現場代理人として履行した実績を有すること。	庁舎の同種・同類とする建築物の電気工事（躯体、外装、内装を含む新築、改築、増築、改修の部分）において、現場代理人として履行した実績を有すること。	庁舎の同種・同類とする建築物の管工事（躯体、外装、内装を含む新築、改築、増築、改修の部分）において、現場代理人として履行した実績を有すること。
			監理技術者	① 建築一式工事における 監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了証を有するものであること。 ② 庁舎等の建築一式工事（躯体、外装、内装を含む新築、改築、増築の部分）において、監理技術者として履行した実績を有すること。	① 電気工事における監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了証を有するものであること。 ② 庁舎の同種・同類とする建築物の電気工事（躯体、外装、内装を含む新築、改築、増築、改修の部分）において、監理技術者として履行した実績を有すること。	① 管工事における監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了証を有するものであること。 ② 庁舎の同種・同類とする建築物の管工事（躯体、外装、内装を含む新築、改築、増築、改修の部分）において、監理技術者として履行した実績を有すること。
			施工主任担当者	一級建築士又は一級建築施工管理技士資格を有すること。	一級電気工事施工管理技士資格を有すること。	一級管工事施工管理技士資格を有すること。
			主任技術者	一級建築士又は一級建築施工管理技士資格を有すること。	一級電気工事施工管理技士資格を有すること。	一級管工事施工管理技士資格を有すること。